

平成30年度版「医科診療報酬点数表(早見表付)」の追補について(第6報)

以下の告示・通知等により、本書の内容に補正が生じたのでお知らせします。

- ・平成30年8月31日 厚生労働省告示第313号 特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件
- ・平成30年8月31日 保医発0831第1号 「検査料の点数の取扱いについて」
- ・平成30年8月31日 保医発0831第11号 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について

頁	欄	行	訂正後	訂正前	備考
早327		上から12行目	064 脊椎固定用材料 (1)～(9) 略 <u>(10) 骨充填用スプーサー</u> <u>3,400円</u>	064 脊椎固定用材料 (1)～(9) 略 (新設)	字句挿入
早337		下から1行目	114 体外式ペースメーカー用カテーテル電極 注 心臓電気生理学的検査機能付加型の「心房内・心室内全域型」を算定する場合は、区分「K 5 9 5」経皮的カテーテル心筋焼灼術の三次元カラーマッピング加算は算定できない。	114 体外式ペースメーカー用カテーテル電極 注 ア 心臓電気生理学的検査機能付加型の「心房内・心室内全域型」を算定する場合は、区分「K 5 9 5」経皮的カテーテル心筋焼灼術の三次元カラーマッピング加算は算定できない。 <u>イ 心臓電気生理学的検査機能付加型の「心房内・心室内全域型」と、1 2 3 経皮的カテーテル心筋焼灼術用カテーテルの「熱アブレーション用・体外式ペースメーカー機能付き」又は「心房内・心室内全域型」と1 2 3 経皮的カテーテル心筋焼灼術用カテーテルの「熱アブレーション用・体外式ペースメーカー機能付き・特殊型」の両方を使用した場合は、主たるもののみ算定する。</u>	字句修正
早338		下から14行目	120 生体弁 (1)～(2) 略 (3) 異種心膜弁(Ⅱ) 943,000円 <u>平成30年9月1日から平成32年3月31日まで</u> <u>承認番号 22900BZX00053000</u> <u>984,000円</u>	120 生体弁 (1)～(2) 略 (3) 異種心膜弁(Ⅱ) 943,000円 (新設)	字句挿入
早344		下から14行目	133 血管内手術用カテーテル (1)～(7) 略 (8) 血管内異物除去用カテーテル ①～④ 略 <u>⑤ 大血管用ローテーションシース</u> <u>263,000円</u> (9)～(22) 略	133 血管内手術用カテーテル (1)～(7) 略 (8) 血管内異物除去用カテーテル ①～④ 略 (新設) (9)～(22) 略	字句挿入

(早345)	(下から3行目)	<p><b>注</b> ア～イ 略</p> <p>ウ 血管内異物除去用カテーテル</p> <p>a リードロッキングデバイスについては、当該材料を用いた手技に関する所定の研修を終了した医師が使用した場合に限り算定できる。</p> <p>b リード抜去スネアセットについては、リード断線等、通常の血管内異物除去用カテーテル大血管用では抜去困難と判断されるリードの抜去を目的として、関係学会の定める当該材料の実施基準に準じて使用した場合に限り算定できる。</p> <p><u>c 大血管用ローテーションシースの使用にあたっては、関連学会の定める当該材料の実施基準に準じて使用した場合に限り算定できる。</u></p> <p>エ～サ 略</p>	<p><b>注</b> ア～イ 略</p> <p>ウ 血管内異物除去用カテーテル</p> <p>a リードロッキングデバイスについては、当該材料を用いた手技に関する所定の研修を終了した医師が使用した場合に限り算定できる。</p> <p>b リード抜去スネアセットについては、リード断線等、通常の血管内異物除去用カテーテル大血管用では抜去困難と判断されるリードの抜去を目的として、関係学会の定める当該材料の実施基準に準じて使用した場合に限り算定できる。</p> <p>(新設)</p> <p>エ～サ 略</p>	
早356	下から9行目	<p><b>201 膀胱用瘻孔形成補綴材留置システム 493,000円</b></p> <p><b>注</b> <u>膀胱用瘻孔形成補綴材留置システムの使用にあたっては、関連学会の定める指針に従って使用した場合に限り、算定できる。</u></p>	(新設)	字句挿入
360	右 下から21行目	<p><b>C106 在宅自己導尿指導管理料</b></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) メニエール病又は遅発性内リンパ水腫の患者に対し、非侵襲中耳加圧装置を用いた療養を実施する場合に、医師が患者又は患者の看護に当たる者に対して、当該療法の方法、注意点及び緊急時の措置等に関する指導を行い、当該患者の指導管理を行う際には当該点数を準用する。なお、この場合は上記(3)を適用しない。</u></p> <p><u>(5) メニエール病又は遅発性内リンパ水腫の患者に対し、非侵襲中耳加圧装置を用いた指導管理を行うに当たっては、関連学会の定める適正使用指針に沿って実施した場合に限り算定する。なお、当該点数には指導管理に要する機器等に係る費用が含まれており、別に算定できない。</u></p> <p><u>(6) メニエール病又は遅発性内リンパ水腫の患者に対し、非侵襲中耳加圧装置を用いた指導管理を行うに当たって当該点数を準用する場合は、「C00 5 在宅患者訪問看護・指導料、C005-1-2 同一建物居住者訪問看護・指導料」の(4)、(25)及び「C119 在宅経肛門的自己洗腸指導管理料」の(4)を適用しない。</u></p>	<p><b>C106 在宅自己導尿指導管理料</b></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(新設)</p>	字句挿入

400	右	上から1行目	<p><b>D006-2 造血器腫瘍遺伝子検査</b></p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) BRACAnalysis診断システムは、区分「D006-2」造血器腫瘍遺伝子検査の所定点数2回分、区分「D006-4」遺伝学的検査「3」処理が極めて複雑なものの所定点数2回分を合算した点数を準用して算定できる。</p> <p>ア 転移性又は再発乳癌患者の全血を検体とし、PCR法等により、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、BRCA1遺伝子及びBRCA2遺伝子の生殖細胞系列の変異の評価を行った場合に限り算定する。</p> <p>イ 本検査は、化学療法の経験を5年以上有する常勤医師又は乳腺外科の専門的な研修の経験を5年以上有する常勤医師が1名以上配置されている保険医療機関で実施する。</p> <p>ウ 本検査は、遺伝カウンセリング加算の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関で実施すること。ただし、遺伝カウンセリング加算の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関との連携体制を有し、当該届出を行っている保険医療機関において必要なカウンセリングを実施できる体制が整備されている場合は、この限りではない。</p> <p><u>エ 本検査の実施に際し、区分「D006-2」造血器腫瘍遺伝子検査及び区分「D006-4」遺伝学的検査の点数を準用して算定する場合は、「注」に定める施設基準の規定は適用しない。</u></p>	<p><b>D006-2 造血器腫瘍遺伝子検査</b></p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) BRACAnalysis診断システムは、区分「D006-2」造血器腫瘍遺伝子検査の所定点数2回分、区分「D006-4」遺伝学的検査「3」処理が極めて複雑なものの所定点数2回分を合算した点数を準用して算定できる。</p> <p>ア 転移性又は再発乳癌患者の全血を検体とし、PCR法等により、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、BRCA1遺伝子及びBRCA2遺伝子の生殖細胞系列の変異の評価を行った場合に限り算定する。</p> <p>イ 本検査は、化学療法の経験を5年以上有する常勤医師又は乳腺外科の専門的な研修の経験を5年以上有する常勤医師が1名以上配置されている保険医療機関で実施する。</p> <p>ウ 本検査は、遺伝カウンセリング加算の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関で実施すること。ただし、遺伝カウンセリング加算の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関との連携体制を有し、当該届出を行っている保険医療機関において必要なカウンセリングを実施できる体制が整備されている場合は、この限りではない。</p> <p>(新設)</p>	字句挿入
407	右	上から20行目	<p><b>D007 血液化学検査</b></p> <p>(1)～(23) 略</p> <p><u>(24) ECLIA法を用いた25-ヒドロキシビタミンD</u></p> <p><u>ア ECLIA法を用いた25-ヒドロキシビタミンDは、区分「D007」血液化学検査の「30」KL-6の所定点数に準じて算定する。</u></p> <p><u>イ 本検査は、原発性骨粗鬆症の患者に対して、ECLIA法により測定した場合にのみ算定できる。ただし、骨粗鬆症の薬剤治療方針の選択時に1回に限り算定する。</u></p> <p><u>ウ 本検査を行う場合には、関連学会が定める実施方針を遵守する。</u></p> <p><u>(25)～(52) 略</u></p>	<p><b>D007 血液化学検査</b></p> <p>(1)～(23) 略</p> <p>(新設)</p> <p><u>(24)～(51) 略</u></p>	字句挿入

872	右	上から1行目	<b>K686 内視鏡的胆道拡張術</b> <u>(1) 「注」の加算については、術後再建腸管を有する患者に対して実施した場合のみ算定できる。</u> <u>(2) 経内視鏡的に経胃又は経十二指腸的に膵嚢胞との瘻孔造設を行った場合は、当該点数を準用して算定できる。なお、この場合は上記(1)を適用しない。</u>	<b>K686 内視鏡的胆道拡張術</b> 「注」の加算については、術後再建腸管を有する患者に対して実施した場合のみ算定できる。 (新設)	字句挿入
-----	---	--------	--	---	------